

井原市地域活性化補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の活性化を図り、よりよい市民生活の実現のために、NPO法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）、ボランティア団体等の市民活動団体が自ら企画・実施する公益的な事業に対し、予算の範囲内において井原市地域活性化補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては井原市補助金交付規程（昭和34年井原市規程第1号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 地域的又は社会的な課題の解決につながると認められる事業
- (2) 地域活性化に効果的なイベント事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象事業としない。

- (1) 市又は市から補助を受けている団体から他の制度による補助を受けているとき。
- (2) 補助金額が50,000円未満のとき。
- (3) その他市長が適当でないと認めるとき。

(補助対象団体)

第3条 補助金交付の対象となる団体は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、井原市地区まちづくり協議会等団体登録要綱（平成24年井原市告示第51号）第2条による地区まちづくり協議会等として登録した団体及び井原市まちづくり協議会連絡会議は除くものとする。

- (1) 非営利かつ市民生活における不特定多数の利益に寄与し、自発的に、自主的かつ自立した運営を行う団体であること。
- (2) 市内に活動の拠点を持ち、かつ連絡の取れる責任者を確保できること。
- (3) 構成員が10人以上の団体であって、構成員の半数以上が市民（市内に勤務し、又は通学する者を含む。）であること。
- (4) 政治活動及び宗教活動を目的としないこと。
- (5) 特定の公職者（候補者を含む。）若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的としないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団の統制の下にある団体又は暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から起算して5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。
- (7) 会則又は定款を有していること。

(8) 主たる構成員が市税等を滞納していないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、別表に掲げるものとする。

(補助金等)

第5条 補助金額は、補助対象経費から当該事業に係る収入金額を控除した額とし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

2 補助金額は、1事業500,000円を限度とする。

3 補助金の交付は、各会計年度において1団体につき1事業とし、同一事業への補助金の交付については3回を限度とする。

(補助対象事業の募集)

第6条 市長は、期間を定めて補助対象事業の募集をするものとする。

2 市長は、補助対象事業の募集に先立ち、募集要項を定めて公表しなければならない。

3 前項の募集要項には、補助対象事業の審査方法を明記しなければならない。

(企画書の提出)

第7条 前項の募集に応じて、補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、前条第2項の募集要項により指定する期限までに、井原市地域活性化補助金企画書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 事業実施計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) 会則又は定款

(4) 決算書

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助対象事業の選考)

第8条 市長は、前条の企画書を受理したときは、第6条第3項の規定により定めた審査方法に基づき、審査を行うものとする。

2 補助対象事業の選考に係る審査基準については、市長が別に定める。

3 市長は、第1項に規定する審査の結果に基づき、補助対象事業の採択の可否を決定し、井原市地域活性化補助金選考結果通知書（様式第4号）により申請団体に通知するものとする。

(交付申請)

第9条 前条第3項の規定により採択の通知を受けた申請団体は、井原市地域活性化補助金交付申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第10条 市長は、前条の申請書を受理したときは、内容を審査し、適当であると認めるときは、井原市地域活性化補助金交付決定通知書（様式第6号）により申請団体に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定にあたり、当該補助金の交付目的を達成するために必要な条

件を付することができるものとする。

（補助事業の変更等）

第 11 条 前条第 1 項の規定により補助金の交付決定を受けた団体（以下「補助団体」という。）は、交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ井原市地域活性化補助金変更等承認申請書（様式第 7 号）を提出し、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、前項に規定する申請を受けたときは、その内容を審査のうえ、補助事業の変更、中止又は廃止の可否を決定し、井原市地域活性化補助金変更等承認（不承認）決定通知書（様式第 8 号）により補助団体に通知するものとする。

（実績報告）

第 12 条 補助団体は、補助事業が完了したとき（事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、市長が別に定める日までに、井原市地域活性化補助金実績報告書（様式第 9 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書（様式第 10 号）
- (2) 収支決算書（様式第 11 号）
- (3) 自己評価書（様式第 12 号）
- (4) 事業実施に係る記録写真、資料等
- (5) 領収書等の写し

（額の確定）

第 13 条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、交付すべき補助金額を確定し、井原市地域活性化補助金額確定通知書（様式第 13 号）により補助団体に通知するものとする。

（補助金の請求等）

第 14 条 前条の通知を受けた補助団体は、速やかに井原市地域活性化補助金交付請求書（様式第 14 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに当該補助団体に対し補助金を支払わなければならない。

（概算払）

第 15 条 市長は、補助金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、第 10 条第 1 項の規定により交付決定した額の範囲内で、概算払により補助金を交付することができる。

2 補助団体は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、井原市地域活性化補助金概算払交付請求書（様式第 15 号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第 16 条 市長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 交付決定に付した条件に違反したとき。

(3) 偽り又は不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(4) その他市長が補助金の交付を適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、井原市地域活性化補助金交付決定取消通知書（様式第16号）により補助団体に通知するものとする。

（補助金の返還）

第17条 市長は、前条の規定により補助金交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、当該補助団体に対し井原市地域活性化補助金返還命令書（様式第17号。以下「返還命令書」という。）により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、第13条の規定により補助金額の確定をした場合において、既にその額を超える補助金を交付しているときは、返還命令書により、期限を定めてその超える額に相当する金額の返還を命ずるものとする。

（補助金の経理等）

第18条 補助団体は、補助金に係る経理について他の経理と明確に区分した帳簿を備え、その収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助団体は、前項の帳簿及び補助金に係る証拠書類を補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（報告及び調査）

第19条 市長は、補助金交付に関し必要があると認めるときは、補助団体に対し報告を求め、又は調査することができる。

（事業実績の公表）

第20条 市長は、補助金交付の目的を達成するため、第7条から第13条までの事項（第12条第4号及び第5号の事項を除く。）を公表するものとする。

（委任）

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行し、平成31年度分の補助金から適用する。

（関係要綱の廃止等）

2 井原市協働のまちづくり事業補助金交付要綱（平成19年井原市告示第60号）及び井原市地域活性化イベント補助金交付要綱（平成19年井原市告示第122号）は、廃止する。ただし、この要綱の施行の日前に、井原市協働のまちづくり事業補助金交付要綱及び井原市地域活性化イベント補助金交付要綱の規定によりなされた補助金の交付決定については、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

（失効）

3 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

- 4 前項の規定による失効前のこの要綱の規定により交付された補助金に係る第16条から第19条までの規定は、この要綱の失効後もなお、その効力を有する。

附 則 (令和7年3月31日告示第89号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第４条関係） 補助対象経費

費 目	内 容
報 償 費	講師等への謝金又は謝礼
旅 費	講師等に係る交通費又は宿泊費の実費
備品購入費	備品代（１点１０，０００円以上の物品）。ただし、補助対象経費の３０％以内に限る。
消 耗 品 費	事務用品、用紙、材料等１点１０，０００円未満の物品の購入代
食 糧 費	事業を実施するために必要不可欠と認められる食糧代
燃 料 費	機材、車両等の燃料費
印刷製本費	パンフレット等のコピー若しくは印刷又は写真の現像若しくはプリント代等
通信運搬費	切手、はがき、小包等の料金、電話料金等
保 険 料	行事保険、講師等が加入する損害賠償保険料等
手 数 料	銀行振込手数料、クリーニング代等
使 用 料	会場使用料、音響機器使用料その他機器のレンタル料
委 託 料	ステージの設営、音響機器の操作等の委託料
そ の 他	市長が特に必要と認めるもの

補助対象経費の判定については、個別に経費の内容を審査する。

